

空白12裁判 第1回口頭弁論開催!!

(分会組合員12人による、空白勤務による未払い賃金請求)

本日、大阪地方裁判所において、大阪運輸所分会組合員12名（当時分会組合員含む）による、空白勤務指定で、発生した未払い賃金請求裁判の第1回口頭弁論が開催されました。

弁論にあたり、原告を代表して今田さんが、堂々と意見陳述をしました。

意見陳述

2024年1月29日
原告 今田 昌二

第1回口頭弁論にあたり一言申し上げます。

私たち、原告12名は、2023年10月26日、会社の未払い賃金に対して大阪地方裁判所に提訴しました。

使用者たる被告（JR東海会社）は、私たち社員に対して、憲法第25条で定められた「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有す」を踏まえて、労働基準法第1章第1条に謳われている「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」との定めを保障する必要があります。

また、労基法第1章第1条を大前提として具体的労働条件を明示する規定として定めている、労基法第15条では、「労働時間（始・終業時刻）」等の労働条件をあらかじめ明示すること、及び就業規則第55条「社員の勤務（具体的労働条件）は、毎月25日までに翌月分を指定すること」を遵守する必要があります。

しかしながら、会社は、勤務日5日前まで具体的労働条件を明示せず、勤務を「空白」

のままで発表するといった不法行為を今日まで繰り返してきました。

さらに、会社が、新幹線乗務員の勤務において採用している、労基法第32条の2（1ヶ月単位の変形労働時間制）は、特定の週に40時間、特定の日に8時間を超えた労働時間とする制度ですが、労働者にとって、何週に、何日に何時間の労働をするのか、制定要件として、就業規則等で「変形期間内における各日、各週の労働時間および、始・終業時刻を具体的に定める」ことを基発第1号で定め、そして「1ヶ月単位の変形労働時間制を採用する場合、各日ごとの勤務割は、変形期間の開始前までに具体的に特定すること」と基発第150号で定められ、労働者の生活設計が損なわれないようにされています。

したがって、毎月25日までに具体的な労働条件を指定せず、勤務日5日前までに具体的な労働条件を明示しない被告の行為は、明らかに労基法第32条の2の定める法定要件を踏みにじる行為で、原告ら本件期間中に87回も「生活設計を立てることを困難にする」状態におかれました。

労基法第32条の2に違反した本件期間に原告らの1日8時間を超えた労働時間は時間外労働となり、被告は、賃金規程108条、109条、111条に基づき、割増賃金を原告らに支払う必要が発生しているにもかかわらず、支払われていないことに対して支払いを求めます。

同時に、直ちに「空白勤務指定」をなくすよう訴えます。

私たち原告12名は、会社からの圧力で物言えぬ、声を上げられない多くの新幹線乗務員を代表して裁判を決意しました。

当裁判所において、憲法や法律、法令に沿った、公正な判断をお願いします。

原告を代表しての意見陳述とします。

以上